# 9. 精神保健福祉事業

(1) 管内精神科病院と入院等の状況

表9-(1)-ア 管内病床数・入院患者等の状況

(平成22年6月30日現在) (単位:件)

								( 1 /3/	'	0 ) 1 0	- , - , -	- ''	· · ·	14. 11	
区分	管	精	病	人	入県	人口	措	人口	措	ļ	表内患	者の入	.院先	(再掲)	
	内	神 科		万	院患院	口万対	置患	万		圏内組	病院への	の入院	患者数		病院
	人	病	床	対病	者の数の	入院患者数	者数	対措置患者数	置	管内	病院	管外	病院	への 患 a	入院
年度 木	П	院 数	数	床数	(a)	者数	(b)	者数	率	数	%	数	%	数	%
平成 20 年度	634, 194	3	1,017	16.0	596	9. 4	9	0. 14	1. 5	273	45.8	183	30.7	140	23.5
平成 21 年度	639, 711	3	1,017	15.9	616	9.6	9	0.14	1.5	294	47.7	212	34. 4	110	17.9
平成 22 年度	640, 983	3	867	13.5	612	9. 5	5	0.08	0.8	282	46. 1	181	29.6	149	24.3
市川市	476, 069	3	867	18.2	536	11.3	5	0.11	0.9	265	49.4	147	27.4	124	23. 1
浦安市	164, 914	-	-	-	76	4. 4	-	-	-	17	22.4	34	44. 7	25	32.9
県全体	6, 199, 614	53	12, 761	20.6	9384	15. 1	76	0. 12	0.8	5741	61.2	1028	11.0	26. 15	27.9

(注1) 人口は、平成22年7月1日現在。(千葉県毎月常住人口調査による)

(注2) 措置率= b / a ×100

表9-(1)-イ 管内病院からの届出等の状況

(単位:件)

種別	Fee	<b>F</b>	<del>الم</del>	'H E	<del>-11-</del>	±n +#+	#11 15
	(医	(医	応	退 医	措	報 措	報医
	保療	天 養 療	Æ.	療	置	置	療
	護 保	義 保	急	保	症	入	保 護
	者護	扶養義務者	入	護院	状	告	<b>光</b> 入
	(/)			入	Salz	1 定	一院
	同 入	の入	院	院	消	期	<b></b>
	意 院	同院。	lon.	者	退	病	定 期 病
	) 届	) 届	届	届の	届	書 状	書状
年度	, ,	, [	Ţ	. —			
平成 20 年度	581	159	7	690	40	11	248
平成 21 年度	711	156	12	646	32	10	238
平成 22 年度	569	151	14	540	23	7	258

#### (2) 措置入院関係

精神保健福祉法に基づき、必要に応じ精神保健指定医による診察を実施し、精神障害による自傷他害のおそれがあると診断された者については、指定病院まで移送し入院措置をする等、最優先的対応が求められている。

表 9 - (2) -ア 申請・通報・届出処理状況 (単位:件)

	th ==== \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	診察の必要	法第 27	条の診察を	受けた者	緊急措置	
	申請・通報	がないと	法第 29 条該	その他の	通院・	入院件数	
	届出件数	認めた者	当症状の者	入院形態	その他	(再掲)	
平成 20 年度	111	59	37	_	7	25	
平成 21 年度	90	37	35	7	8	25	
平成 22 年度	115	60	32	2	9	18	
法第 23 条	1	0	_	_	_	_	
一般人からの申請	1	U					
法第 24 条	95	45	30	2	7	18	
警察官からの通報	30	40	50	2	,	10	
法第 25 条	3	1	2	_		_	
検察官からの通報	J	1	2				
法第 25 条の 2	_	_	_	_	_	_	
保護観察所の長からの通報							
法第 26 条	16	14	_	_	2	_	
矯正施設の長からの通報	10	11			2		
法第 26 条の 2	_	_	_	_	_	_	
精神病院管理者からの届出							
法第 26 条の 3							
医療観察法に基づく	_	_	_	_	_	_	
指定医療機関管理者							
及び保護観察所長の通報							
法第27条第2項	_	_	_	_	_	_	
申請通報に基づかない診察							

<sup>※</sup>申請・通報届出件数のうち、緊急措置診察実施の結果、措置不要の者を3名を含む。

表 9 - (2) -イ 被申請・通報・届出者の病名

(単位		件)
(+117	•	$\Gamma \Gamma I$

		総	統	躁	器 質 精 神		中毒	性精神	障害	その	神	人	精	て	そ
`		数(	合	う	痴	そ	アル	覚	そ	他		格	神	h	
		延	失	つ	呆 性	の	7 7 1	醒 剤	0	の 精	経	障	遅	カュ	0
		数	調		疾		ル 中	中		神			~_		
		)	症	病	患	他	中毒	毒	他	病	症	害	滞	ん	他
平成	戈 20 年度	111	47	9	1	1	9	5	4	3	6	8	3	2	13
平成	<b>½</b> 21 年度	90	40	8	1	1	3	4	1	10	5	6	1	_	10
	<b>以</b> 22 年度	115	48	8	5	1	4	8	2	6	1	9	7	1	15
診察実施	要措置	32	21	3	2	_	1	2	1	1	_	_	_	1	-
実施	不要措置	23	3	1	1	_	2	_	1	3	1	6	1	_	4
診	察 不 要	60	24	4	2	1	1	6	-	2	-	3	6	-	11

表 9 - (2) - ウ 入院期間別措置入院患者(平成 23 年 3 月 31 日現在)

(単位:件)

措置入院期間 年度	総数	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上
平成 20 年度	6	4	1	-	1
平成 21 年度	5	3	0	1	1
平成 22 年度	7	6	0	0	1

# (3) 医療保護入院のための移送(法34条)

表9-(3) 医療保護入院のための移送処理状況

(単位:件)

年 度	受 付 件 数	指定医の診察件数	移 送 件 数
平成 22 年度	-	-	-

#### (4) 通院医療費及び保健福祉制度関係

表 9 - (4) -ア 自立支援医療(精神通院)患者数(平成23年3月31日現在) (単位:件)

年度・市町村	自立支援医療(旧:公費負担)患者数
平 成 2 0 年 度	4, 548
平 成 2 1 年 度	5, 006
平成22年度	5, 722
市川市	4, 682
浦安市	1, 040

# 表 9 - (4) -イ 精神障害者保健福祉手帳所持者数(平成23年3月31日現在) (単位:件)

年度・市		手 帳 所	持 者 数	
平及 川	計	1級	2級	3 級
平成 20 年度	1, 956	383	1, 148	425
平成 21 年度	2, 229	452	1, 281	496
平成 22 年度	2, 531	491	1, 435	605
市川市	2, 100	423	1198	479
浦安市	431	68	237	126

# 表 9 - (4) -ウ 精神障害者福祉関係諸手続きの状況

(単位:件)

年度	区分	社会復帰施設利用 報告書受理件数 入所報告書 退所報告書		社会適応訓練 申込書受理件数	生計同一·常時介護 証明書発行件数	
平成	20 年度	·	· ·	4	13	
平成	21 年度	•	•	0	14	
平成	22 年度	•	•	0	6	

<sup>※</sup>社会復帰施設利用報告書は、対象施設が平成19年度中に自立支援法の施設に移行したため、該当なし(・) となった。

#### (5) 精神保健福祉相談・訪問指導状況

精神疾患とその治療、ストレスをはじめとする心の健康に関する相談、必要に応じて訪問活動を行っている。精神科嘱託医師による定例相談及び訪問指導を月6回行い、うち1回は高齢者のメンタルヘルスを中心に実施している。会場は当センターの他、1回は浦安市健康センターを会場として開催している。

この他、精神保健福祉相談員や看護師等保健所職員による相談(面接・電話)、訪問援助を随時実施している。

表 9 - (5) -ア 対象者の性・年齢

(単位:件)

性・年齢	実		性	, pa),		名	手 歯	<del>أ</del>	\ 1	延
区分	数	男	女	不明	20 歳 未 満	20 歳 〈 39 歳	40 歳 〈 64 歳	65 歳 以 上	不明明	回数
平成 20 年度	245	117	123	5	7	110	94	23	11	717
平成 21 年度	348	207	140	1	12	142	152	28	14	644
平成 22 年度	389	185	204	_	8	142	188	43	8	961
市川市	323	150	173	_	8	113	158	37	7	788
浦 安 市	50	25	25	_	_	23	22	4	1	151
その他	16	10	6	-	-	6	8	2	-	22
相 談	225	111	114	_	5	88	103	25	4	362
訪問	164	74	90	-	3	54	85	18	4	599

表 9 - (5) - イ 電話相談延件数

(単位:件)

性別	延 件 数					
男	1, 796					
女	1, 944					
不 明	15					

表9-(5)-ウ 相談の種別(延数)

(単位:件)

	種別	総	精神障害に関する相談		中毒性精神障害に関する相談		心	思	老	そ				
		¥4.	関すること	社会復帰知	生活支	自立支援医病	その他の相談	アルコー	覚醒	その他の中	の健康相	春期の相談	年期の相談	の 他 の 相
区分		数	とに	等	援	療・	談	ル	剤	毒	談	談	談	談
平成	平成 20 年度		262	56	174	1	45	28	2	20	20	4	27	68
平成	平成 21 年度		234	40	200	5	96	22	4	8	12	3	11	14
平成	平成 22 年度		427	61	287	2	110	14	2	4	30	2	18	4
相	計	362	140	25	110	2	38	11	_	2	21	1	9	3
	男	183	69	16	55	2	18	8	_	2	9	-	4	-
談	女	179	71	9	55	-	20	3	_	-	12	1	5	3
訪	計	599	287	36	177	_	72	3	2	2	9	1	9	1
	男	247	133	13	59	_	34	3	2	_	1	1	1	-
問	女	352	154	23	118	_	38	_	_	2	8	_	8	1

内容	総	医	受	生生	社	紹	方関	そ
		学 的	療	活 活	会復	介	係 針 機	$\sigma$
		指	援	指 支	会復帰援助	連	協関調	0
区分	数	導	助	導 援	助	絡	議整	他
平成 20 年度	1, 472	147	207	302	88	322	367	39
平成 21 年度	1, 292	130	157	266	64	291	352	32
平成 22 年度	1,842	189	243	335	50	412	537	76
相談	645	87	66	136	21	145	153	37
訪問	1, 197	102	177	199	29	267	384	39

#### (注)援助内容は重複あり

#### (6) 精神障害者社会復帰関係

精神障害者の社会参加に関する相談のほか、地域で生活する精神障害者の交流・グループ活動の場として 月1日「デイケアクラブ」を実施した。(平成20年度から月4回から月3回開催に変更、平成21年度より月 2回開催に変更、平成22年度より月1回開催に変更。)

表9-(6)-ア デイケアクラブの活動状況

(単位:件)

区分	開催回数	参 加 者		
年度	用惟凹剱	実人員(男・女)	延人数(男 ・女 )	
平成 20 年度	35	36 (16 · 20)	294 (134 · 160)	
平成 21 年度	22	$36  (16 \cdot 20)$	162 ( 52 · 110)	
平成 22 年度	15	17 $(5 \cdot 12)$	116 ( 27 · 89)	

#### (7) 地域精神保健福祉関係

管内精神保健福祉関係機関・団体による「市川・浦安地域精神保健福祉連絡協議会」の事務局として、会議や部会を開催するとともに、広報普及啓発活動の一環でもある「こころの健康のつどい」を実施している。 平成22年度は、「孤立しがちな母親の支援」をテーマに講演等を行い、一般住民を含め115名の参加が得られた。保健医療部会は、「精神科急性期における入院の適応について」をテーマに講演及び意見交換を行った。 また、精神保健福祉業務従事者を対象に「地域移行支援事業について」をテーマに研修会を開催した。

表 9 - (7) -ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	回数	延人数	対 象 者 数
市川・浦安地域精神保健福祉連絡 協議会	1	25	委員 (管内関係機関・団体関係者)
市川・浦安地域精神保健福祉連絡 協議会(役員会)	1	12	委員 (管内関係機関・団体関係者)
こころの健康のつどい	1	115	一般市民・関係団体・行政関係者
市川・浦安地域精神保健福祉連絡 協議会(保健医療部会)	1	48	地域精神保健福祉業務従事者
精神保健福祉事業推進調整会議	1	9	市担当課長、精神保健福祉業務担当者
精神保健福祉業務従事者研修会	1	39	地域精神保健福祉業務従事者

表9-(7)-イ 家族教室・酒害教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

夕	開催日数	受講者数		内 灾
名		実件数	延件数	内 容
-	-	1	-	-

# 表 9 - (7) - ウ 組織育成

(単位:件)

種別 区分	総数	家族会	断 酒 会	そ の 他 (当事者グループ)
支援延件数	19	18	1	-

#### (8) 心神喪失者等医療観察法関係

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」で対象となる精神障害者に対し、医療機関・地域が連携して一体的なケアを提供するため、保護観察所主催の処遇検討会議に参加し、地域においては訪問指導等の支援を実施している。

表9-(8) 医療観察法にかかる会議の開催

会議種別	CPA 会議	ケア会議
開催回数	2	3